

令和2年白川町議会第1回定例会会議録（第2日）

1. 応招年月日 令和2年3月4日（水）午後1時30分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名者の指名

日程第2 議第18号 令和元年度白川町一般会計補正予算（第5号）

議第19号 令和元年度白川町簡易水道特別会計補正予算（第3号）

議第20号 令和元年度白川町地域振興券交付事特別会計補正予算（第1号）

日程第3 議第7号 白川町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第8号 白川町手数料条例の一部を改正する条例について

議第9号 白川町印鑑条例の一部を改正する条例について

議第10号 白川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

議第11号 白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議第12号 白川町監査委員条例の一部を改正する条例について

議第13号 白川町保育所条例の一部を改正する条例について

議第14号 白川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第15号 白川町介護保険条例の一部を改正する条例について

議第16号 白川町営住宅条例の一部を改正する条例について

議第17号 白川町営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

3. 出席議員 1番 今井昌平君、 2番 佐伯好典君、 3番 梅田みつよ君、
4番 藤井宏之君、 5番 服部圭子君、 6番 嶋田有康君、
7番 細江茂樹君、 8番 安江孝弘君、 9番 渡邊昌俊君

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

町 長 横家敏昭君、 副町長 佐伯正貴君、

教育長 鈴村雅史君、 総務課長 安江章君、
企画課長 長尾弘巳君、 町民課長 安江文郎君、
保健福祉課長 杉山哉史君、 農林課長 三宅正仁君、
建設環境課長 藤井勝則君、 教育課長 藤井寿弘君、
会計管理者 藤井充宏君

6. 職務のために出席した者

事務局長 大岩裕樹君、 書記 今井寧菜君、
書記 今井由美君

7. 会議の経過

(議長 9番 渡邊昌俊君)

- 議長 改めまして皆さんこんにちは。午前中の予算審査常任委員会に引き続いて、2日目の第1回定例会ということでご参集いただきましてありがとうございます。

昨日からですが、安倍総理の発言で日本中が今大変なことになっております。学校が休みということで、言ってみれば非常事態が全国で出されたような状況であります。なかなかですね、このしぶとい新型コロナの感染が終息しないということでございまして、ですが2週間が山場だという予想も出ております。人間は昔から細菌に対して強くなっていくということも言われますが、日本の場合は衛生が良くなってきておりますが、人間そのものが弱くなっている反面もありまして、世界で4か国要注意の国が出ています。中国はもちろんですけど、韓国、日本、そしてイタリアとかイラン、そういった所に非常に感染が広がっており、日本もそれに入っております。そういう中で、お祭りも今日聞きますと、今までにない縮小で、役員だけで祭りをやるとかいうようなことで相談されておるようでして、白川町には今の所は感染しておられる町民はおられませんけれども、それに対して皆さんの日常生活もいろいろとバランスが、今までの生活リズムが崩れる感じをいたしております。ですが、他の議会は中止したりといろんなことをやっておりますけれど、一般質問もやっていただきます。できる限り予定通り粛々とやっていきたいと思っております。そのためにも健康には留意されて、絶対新型コロナにはならないようにしていただきたいのと、町民の皆さんにも白川町だけという言い方はおかしいですけど、町民の皆さんの中にもそういった方が出られないことを祈念申し上げまして、あいさつといたします。よろしく申し上げます。

本日の会議は、広報担当職員による写真撮影を許可しておりますので、ご承知おきください。また、マスクの必要な方はマスクをしていただいて結構ですので、マスクの着用を認めます。

- 議 長 ただいまの出席議員は全員であります。よって会議は成立しました。
- 議 長 ただいまから、本日の会議を開きます。
◇日程第1 会議録署名者の指名
- 議 長 日程第1「会議録署名者の指名」を行います。
- 議 長 会議録署名者は、白川町議会会議規則第119条の規定により、議長において、4番 藤井宏之君、5番 服部圭子君を指名します。
◇日程第2 議第18号 令和元年度白川町一般会計補正予算（第5号）
議第19号 令和元年度白川町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
議第20号 令和元年度白川町地域振興券交付事業特別会計補正予算（第1号）
- 議 長 日程第2 議第18号「令和元年度白川町一般会計補正予算（第5号）」、議第19号「令和元年度白川町簡易水道特別会計補正予算（第3号）」、議第20号「令和元年度地域振興券交付事業特別会計補正予算（第1号）」以上3件については、2月28日の本会議において、予算審査常任委員会にその審査を付託しておりますので、常任委員会の審査結果について、委員長の報告を求めます。
- 議 長 予算審査常任委員会 委員長 細江茂樹君。
(予算審査常任委員会 委員長報告)
- 予算審査常任委員長 では審査報告をさせていただきます。
白川町議会予算審査常任委員会報告、予算審査常任委員会に付託された、議第18号 令和元年度白川町一般会計補正予算（第5号）、議第19号 令和元年度白川町簡易水道特別会計補正予算（第3号）及び議第20号 令和元年度白川町地域振興券交付事業特別会計補正予算（第1号）について、審査の結果を報告します。
本委員会は、本日、執行部から詳細な説明を受け慎重な審議を行った結果、いずれの会計についても全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
今年度も残すところ1ヶ月足らずとなり、年度最後となる今回の補正予算では、今年度事業の実施結果や進捗状況を精査し、必要に応じた予算の増額・減額が行われていることを認めるものであります。年度末にあたり、今一度、今年度事業の精査をされると共に、審査の過程で出された意見を十分尊重し、効果的な予算の執行努められるようお願いし、予算審査常任委員会の議案審査報告とさせていただきます。
- 議 長 委員長に対する質疑は省略し、討論を行います。

(「賛成」の声あり)

○ 議 長 討論を終わります。採決します。

議第18号「令和元年度白川町一般会計補正予算(第5号)」に対する、委員長の報告は可決であります。本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○ 議 長 起立全員であります。

よって、議第18号「令和元年度白川町一般会計補正予算(第5号)」は、委員長の報告のとおり可決しました。

○ 議 長 次に、議第19号「令和元年度白川町簡易水道特別会計補正予算(第3号)」に対する、委員長の報告は可決であります。本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○ 議 長 起立全員であります。

よって、議第19号「令和元年度白川町簡易水道特別会計補正予算(第3号)」は、委員長の報告のとおり可決しました。

○ 議 長 次に、議第20号「令和元年度白川町地域振興券交付事業特別会計補正予算(第1号)」に対する、委員長の報告は可決であります。本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○ 議 長 起立全員であります。

よって、議第20号「令和元年度白川町地域振興券交付事業特別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決しました。

◇日程第3 議第7号 白川町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第8号 白川町手数料条例の一部を改正する条例について

議第9号 白川町印鑑条例の一部を改正する条例について

議第10号 白川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

議第11号 白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議第12号 白川町監査委員条例の一部を改正する条例について

議第13号 白川町保育所条例の一部を改正する条例について

議第14号 白川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事

業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第15号 白川町介護保険条例の一部を改正する条例について

議第16号 白川町営住宅条例の一部を改正する条例について

議第17号 白川町営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

- 議 長 次に、日程第3に掲げました11案件については、2月28日の本会議において一括上程し、町長の提案説明を受けております。ただいまから議事日程に掲げましたとおり、議第7号からそれぞれ補足説明を求めながら、審議を行います。
- 議 長 日程第3のうち、議第7号「白川町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
補足説明を求めます。町総務課長。
(総務課長 安江章君 登壇)
- 総務課長 議第7号 白川町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
5番。
(5番 服部圭子君)
- 5 番 質問させていただきます。まずこの報酬を上げることによりまして、1年間に増える経常費用の金額を質問いたします。
それと2点目は、町長に質問いたします。前回この答申を受けた時に、前回は引き上げを据え置きしたいということで据え置きになったわけですが、今回の答申に対しては引き上げということで出しておられますが、今回の理由の違いを質問いたします。
- 議 長 はい。
(総務課長 安江章君)
- 総務課長 申し訳ありません。詳しい数字まで今日ここでご説明できませんけれども、54,000円のアップになりますのでその12か月分、更にはそれに掛かります期末手当の部分が増えてくるということになるろうかと思えます。
- 議 長 はい。5番。
- 5 番 年間でどれ程のアップが見込まれるかという合計を聞きたいんですけども、お願いします。
- 議 長 はい、課長。

- 総務課長 概算でございますけれども、合計ということであれば2, 974千円ということになります。
- 議長 はい、いいですか。
では、町長。
(町長 横家敏昭君)
- 町長 お答えさせていただきます。今回出てきたのは我々も予期せぬというか、これは議会からの提案があったことでございますので、私どもが云々という形ではなく、議会から提案がありましたのを審議会にかけてくださいということでしたので私どもが審議会にお願いしたということで、これについてはご承知のとおりだというふうに思っております。
なぜ今回私がこのことの決断に至ったかという事は、答申の中でありましたように、副町長あるいは教育長の給与が職員のレベルと比べて低いんじゃないかというような指摘がございまして、今回の提案を私の方から思い立ったというふうでございます。
- 議長 はい、5番。
- 5番 議会からの提案があつてというのは、今回の審議会への依頼というのは行政の方が報酬審議会を開きますっていうふうに私は捉えていますが、その具体的な違いというのをちょっと教えていただきたいのと、私の質問は、先回は据え置きを決断され、自分たちの報酬を上げるというのはやめておきたいというように伺ったと思っておりますが、今回はやはりこういう情勢の中ですけれども、上げていきたいという思いで今回条例の改正を出されてきたと思いますので、そのお気持ちというか、前据え置きした時のお気持ちとどう変化があつたのかをお聞きしたかったんですよ。
- 議長 はい、町長。
- 町長 議会の中で審議を知らないというお言葉は大変遺憾に思っております。この補正予算をつけたのは9月以降でございますけれども、細江議員の中から協議会の中で提案がございまして、当然皆さんもご承知のようにその中で反対討論、賛成討論がなければいけないわけでございますけれども、そういう形の中で提案も受けたものでございますので、あえて私どもはそれを希望したわけではないということでございます。
- 議長 はい、5番。
- 5番 全く認識しておりません。細江議員が全員協議会の中でおっしゃったのは一議員として、副町長が退任される前にそういった報酬についての改善をした方がいいんじゃないかという、全くあれは全協という本会議でも何でもない中での質問とご意向、それは一個人の議員の発言でありまして、議会として

そのような要望したというのはいつどこであったのかというのをお聞かせください。

○ 議長 はい。

○ 町長 そういう発言というのは議員の皆さん方の発言を著しく低下しておるといふふうに私は思いますが、尊厳と言う部門において、それぞれ先ほど来、例えば予算審議だとか全協の中でいろんな発言をされるわけですけれども、どの場での発言でもそうですけれども、私どもは議員お一人ひとりの発言は重大な事だといふふうに受け止めておりまして、決して個人だという形ではなく、議員としての発言だといふふうに受け止めますと同時に、そういうその場で発言がありましたら、当然それは私は反対だというような意見も出されるのが普通だといふふうに思っております。

○ 議長 質問は3回までということですので、質疑を終わります。討論を行います。はじめに反対討論がある方は反対討論を許します。

はい、2番。

(2番 佐伯好典君 登壇)

○ 2番 白川町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

報酬審議委員会からの答申も当然尊重させるべきではありますが、国や県からの主従的な立場から解放され、各自治体の状況に合わせた行政運営が可能になる地方分権が進む中、自主財源を使つての予算には格別な配慮と町民の多くが賛成するべき理由があると考えます。特に町の運営にかかわる今回の特別職の報酬を上げようとするには、慎重に進めるべきではないでしょうか。

国税庁の調査でも日本人の平均給与は1997年の467万円から下降を続け、近年盛り返した感がある中、未だに平成30年度においても441万円とその当時に追いついていません。さらに消費税増税、この度の新型コロナウイルスにより、日本経済並びに世界的にも景気はかなりの落ち込みをみせており、もしかすると東京オリンピックにも影響を与えかねない情勢です。

この明るい話題のない中に報酬を上げるという事は、町民感情からみても到底理解できないと思われまます。答申どおり報酬を上げ、益々の活躍を期待したいところではありますが、行政のトップである特別職3役においては、現在の日本そして白川町の厳しい現状をもう一度考慮していただき、せめて消滅可能性都市ナンバーワンの汚名返上や4月に控えている小学校統合後の教育が素晴らしいものになるなど、町民に明るい話題や希望をもたらし、町

民からの評価が得られた後になされるべきではないかと考え、反対の立場で討論を行います。

○ 議長 5番。

(5番 服部圭子君 登壇)

○ 5番 私は、今条例提案に対して反対の立場で討論したいと思います。先ほど質問をさせていただきましたら、町長の方から議会からの要望だという点に対して納得がいけないという点がまず1点です。また、審議会からの提案がされてから、日本社会の消費税アップに伴いますG P Pは下がり、また今コロナで沢山の中小企業の倒産ですとかそういうことが起こっています。日本経済が崩壊するということも、もうデフレがずっと続いていますので十分に予想される場所です。町長他教育長及び副町長のお仕事の重責は非常に重大であります。町長の仕事の中での交際費、また出張などでの十分な経費の確保、その方をしていただき、報酬面のアップについては、やはりまだ据え置くということで、私はこの条例については反対をいたします。

○ 議長 他にありませんか。

なければ賛成討論を許します。

はい、4番 藤井宏之君。

(4番 藤井宏之君 登壇)

○ 4番 賛成の立場で討論をします。

11月29日付けで白川町特別職報酬審議会から答申されました。答弁書には議員報酬については、平成28年の答申により改定しているが、特別職給料については改定していないことなど、昨今の社会、経済情勢や本町の財政状況、町民感情に配慮しつつ、可茂管内の町村の状況などから厳正、公正、中立の立場から慎重に審議された結果、全員の合意に白川町常勤の特別職職員の改定が示されています。

さらに、特別職の果たす職責や役割は、今後益々重要となることと思われ、特別職に対する答申書に沿って改定すべきと考え、賛成討論とします。

○ 議長 他に賛成討論ありませんか。

はい、7番 細江茂樹君。

(7番 細江茂樹君 登壇)

○ 7番 賛成の立場で討論させていただきます。

先ほどの服部議員が言われた議会の中で、協議会の中で話が無いということですが、それは今の答申ですね、11月に出てきたものを12月に確か提出されたと思います。その時に私は、これは絶対に上げるべきだと、そういう話をしたと思います。その中で反対の意見は無かったと思います

が、ただこの中では町長の方が12月に上げないということで、そして新年度予算の方で協議をさせていただくというような話を聞いております。

それから先ほど言われた町長の交際費とかそういうものですね、本来はもう少しあっても良いと思うんです。報酬の方も。今の段階では年間120万円ということですので、ちょっとこの辺が少ないかなと思っています。

町長、副町長、教育長は町の行政の最高責任者であります。郡内各町村の報酬をみて、当町は安く、今回の特別職報酬審議会において答申が出されたものであります。人口減少や農林業の振興、公共交通対策、学校の再編、庁舎の建設等、町行政においては問題が山積している中、特別職に対する答申書に沿って改定すべきと考え、賛成討論とします。

○ 議 長 他に賛成討論はありませんね。

それでは採決に移ります。

今回は起立による採決とします。議第7号を原案のとおり承認する諸君の起立を求めます。

(「起立多数」)

○ 議 長 起立多数であります。

よって、議第7号「白川町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり承認しました。

○ 議 長 次に、日程第3のうち、議第8号「白川町手数料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

補足説明を求めます。町民課長。

(町民課長 安江文郎君 登壇)

○ 町民課長 議第8号 白川町手数料条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。

○ 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○ 議 長 質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

○ 議 長 討論を終わります。採決します。

議第8号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第8号「白川町手数料条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。

○ 議 長 次に、日程第3のうち、議第9号「白川町印鑑条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

補足説明を求めます。町民課長。

(町民課長 安江文郎君 登壇)

- 町民課長 議第9号 白川町印鑑条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議長 討論を終わります。採決します。
議第9号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、議第9号「白川町印鑑条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議長 次に、日程第3のうち、議第10号「白川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
補足説明を求めます。町民課長。
(町民課長 安江文郎君 登壇)
- 町民課長 議第10号 白川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議長 討論を終わります。採決します。
議第10号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第10号「白川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議長 次に、日程第3のうち、議第11号「白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、を議題とします。
補足説明を求めます。町民課長。
(町民課長 安江文郎君 登壇)
- 町民課長 議第11号 白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。

- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第11号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議第11号「白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 次に、日程第3のうち、議第12号「白川町監査委員条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
補足説明を求めます。総務課長。
(総務課長 安江章君 登壇)
- 総務課長 議第12号 白川町監査委員条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第12号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第12号「白川町監査委員条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 次に、日程第3のうち、議第13号「白川町保育所条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
補足説明を求めます。教育課長。
(教育課長 藤井寿弘君 登壇)
- 教育課長 議第13号 白川町保育所条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)

- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第13号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第13号「白川町保育所条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 次に、日程第3のうち、議第14号「白川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
補足説明を求めます。教育課長。
(教育課長 藤井寿弘君 登壇)
- 教育課長 議第14号 白川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第14号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第14号「白川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 次に、日程第3のうち、議第15号「白川町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
補足説明を求めます。保健福祉課長。
(保健福祉課長 杉山哉史君 登壇)
- 保健福祉課長 議第15号 白川町介護保険条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)

- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第15号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第15号「白川町介護保険条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 次に、日程第3のうち、議第16号「白川町営住宅条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
補足説明を求めます。建設環境課長。
(建設環境課長 藤井勝則君 登壇)
- 建設環境課長 議第16号 白川町営住宅条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
はじめに、議第16号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第16号「白川町営住宅条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 次に、日程第3のうち、議第17号「白川町営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
補足説明を求めます。建設環境課長。
(建設環境課長 藤井勝則君 登壇)
- 建設環境課長 議第17号 白川町営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第17号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第17号「白川町営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 以上をもちまして、本日の日程は、すべて終了しました。
- 議 長 お諮りします。5日から10日は議事の都合のため、白川町議会規則第10条第1項及び第2項の規定により、休会にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。よって、明日5日から10日までの6日間は休会することに決しました。
- 議 長 したがって、3月11日午前10時から本会議場において会議を開きます。それでは、本日はこれをもって散会します。どうもご苦労さまでした。
(午後2時32分 了)

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員